

いわき市豊かな森づくり・木づかい条例の概要

第1章 総則

前文（条例制定の趣旨）

- 森林は、木材の生産はもとより自然環境や国土の保全、水源の涵養、公衆の保健、地球温暖化の防止などの多面的機能を有し、地域経済の発展と市民生活の維持向上に必要不可欠である。
- また、近年、自然災害が激甚化・多発化し、国際的には持続可能な社会の実現に向けたSDG sの取組が広がりを見せており、災害の防止や循環型社会の形成に向けた人々の意識や行動が大きく変わりつつある中で、森林は、今後ますます重要なものとなってくる。
- 本市の森林は、その面積が市域の約7割を占め、人工林率が高く、適正に管理されていると認められた認証林が多いほか、戦後に造林された人工林は、活用の時期を迎えている。
- 木材の重要性を改めて認識し、「植える・育てる・使う・植える」という森林の循環利用をしながら、森林のもたらす多くの恩恵を後世に継承し、本市の林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による本市経済の活性化並びに森林の有する多面的機能の持続的な発揮の促進を図るため、市、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者が相互に連携し、市民の協力の下、市産木材等の利用の促進に取り組む必要があることから、この条例を制定する。

第1条 目的

市産木材等の利用の促進に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、市産木材等の利用の促進に関する基本的な施策を定めることにより、市産木材等の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による本市経済の活性化並びに森林の有する多面的機能の持続的な発揮に寄与することを目的とする。

第2条 定義

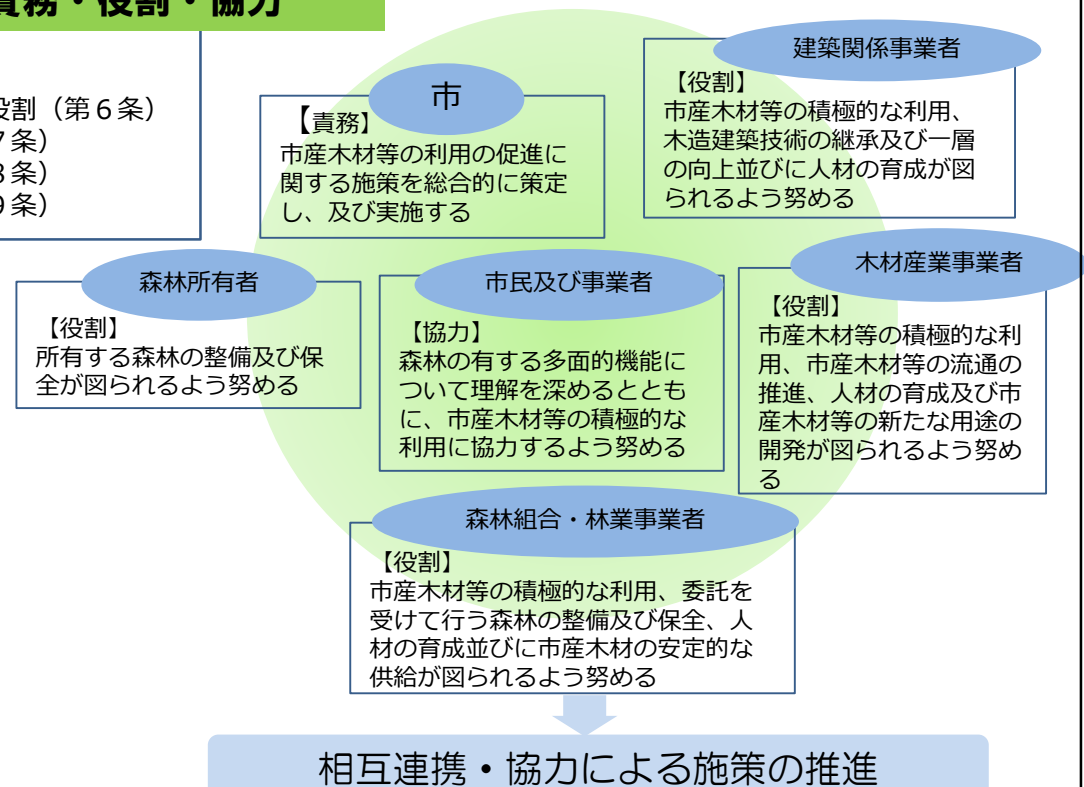
条例で用いる用語（市産木材等、森林の有する多面的機能、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者）を定義する。

第3条 基本理念

- 市産木材等の利用の促進は、市、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の適切な役割分担並びに相互の連携並びに市民及び事業者の理解及び協力の下に行われなければならない。
- 市産木材等の利用の促進は、本市の豊かな森林資源が次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われなければならない。

第4条から第9条 責務・役割・協力

- 市の責務（第4条）
- 森林所有者の役割（第5条）
- 森林組合及び林業事業者の役割（第6条）
- 木材産業事業者の役割（第7条）
- 建築関係事業者の役割（第8条）
- 市民及び事業者の協力（第9条）



第2章 市産木材等の利用の促進に関する基本的施策

第10条 市産木材等の利用の促進に関する方針

- 市は、市産木材等の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市産木材等の利用の促進に関する方針（以下この条において「方針」という。）を定めるものとする。
- ⇒ いわき市地域材利用推進方針（H24.12策定）を、より総合的かつ計画的な内容に改訂し、本条例に基づく方針として位置付けます。

第11条 市の建築物等における市産木材等の率先利用

- 市は、市産木材等の利用の促進を図るため、自ら整備する建築物等において、率先して市産木材等の利用に努めるものとする。
- ⇒ これまで、いわき市地域材利用推進方針（H24.12策定）に基づき、公共建築物の木造化を推進してきましたが、条例制定により更なる木造・木質化を推進します。

第12条 人材の確保及び育成

- 市は、林業又は木材産業を担う人材を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 市は、木材を活用した建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する者の確保及び育成に努めるものとする。
- ⇒ 福島県が整備を進める「林業アカデミーふくしま」での後継者育成や、公共建築物の更なる木造・木質化を推進する人材の確保・育成に努めます。

第13条 普及啓発

- 市は、市民が木材を利用する意義を学ぶ機会の確保、市産木材等に関する情報の発信その他の市産木材等の利用の促進に関する普及啓発に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 市は、児童及び生徒が森に親しむ機会及び触れ合う機会を確保するとともに、森林の有する多面的機能についての理解を深めるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- ⇒ 市民の皆様が、木材の利用を通して、森林が持つ多面的機能に関する理解を深める機会の創出や、市内の小・中学校等における森林環境教育の充実に努めます。

第14条 市産木材等利用促進月間

- 市は、市民の間に広く市産木材等についての関心と理解を深めるとともに、市産木材等の積極的な利用の促進を図るため、市産木材等利用促進月間を設ける。（利用促進月間は10月）
- ⇒ 市民の皆様が、市産木材への関心を高めるとともに、森林の持つ多面的機能について理解を深めるためのPRイベントなどを実施します。（林野庁では、毎年10月を「木づかい推進月間」として設定しています。）

第15条 推進体制の整備

- 市長は、市産木材等の利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者が相互に連携することができる体制の整備に努めるものとする。
- ⇒ 「いわき市産木材利用推進会議」をはじめ、市や関係者が相互に連携しながら施策を推進します。

第16条 財政上の措置

- 市は、市産木材等の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- ⇒ 本条例の制定を契機として、森林・林業・木材産業の推進に必要な経費の確保に努めます。